

## チョイス Pay 利用規約

「チョイス Pay 利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、真岡市(以下「発行者」といいます。)が、ふるさと寄附金の謝礼品として寄附者に対し発行するチョイス Pay の利用にあたり、利用者の遵守事項並びに発行者及び利用者の権利義務関係を定めるものです。チョイス Pay を利用する方は、事前に本規約の全文を必ずお読みください。

### 第1条 (定義)

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1)「加盟店」とは、発行者から指定を受け、利用者との間で自己が指定した対象商品等についてチョイス Pay 使用取引を行う個人又は法人をいいます。
- (2)「利用者」とは、本規約の内容に同意のうえチョイス Pay を利用する個人又は法人をいいます。
- (3)「チョイス Pay」とは、発行者が、ふるさと納税の謝礼品として株式会社トラストバンクが本 QR 決済システムを通じて寄附を行った利用者に発行する、電磁的方法により記録されるポイントであって、利用者が加盟店においてチョイス Pay 使用取引の決済に使用することができるものをいいます。
- (4)「対象商品等」とは、加盟店がチョイス Pay の一定のポイント数と引き換えに利用者に提供するものとして指定した商品又はサービスをいいます。
- (5)「チョイス Pay 使用取引」とは、利用者が、加盟店において、当該登録自治体から発行を受けたチョイス Pay のポイントと引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- (6)「本アプリ (加盟店)」とは、加盟店がチョイス Pay による決済、同決済情報の確認の目的で加盟店の情報端末上において利用する、株式会社トラストバンクが開発し加盟店に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (7)「本アプリ (利用者)」とは、利用者がチョイス Pay の発行を受け、これをチョイス Pay 使用取引の決済に用いる目的で利用者の情報端末上において利用する、株式会社トラストバンクが開発し利用者に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (8)「本 QR 決済システム」とは、株式会社トラストバンクが運営管理するチョイス Pay の利用のための QR コード決済用のシステムをいいます。

### 第2条 (発行・利用)

- 1 チョイス Pay は、発行者に対するふるさと納税の謝礼品であり、利用者は発行者への寄附手続を行うことによつてのみチョイス Pay の発行を受けることができます。
- 2 発行者は、利用者がチョイス Pay を謝礼品として指定して実施したふるさと納税に係る寄附金の決済完了後、速やかにチョイス Pay を発行します。

- 3 発行されたチョイス Pay は、株式会社トラストバンクの提供するウェブサイト「ふるさとチョイス」のマイページ又はアプリケーション「ふるさとチョイスチョイス Pay アプリ」（以下総称して「マイページ等」といいます。）上に発行者が指定する方法により表示されます。
- 4 利用者は、以下のいずれかの方法により、チョイス Pay を、加盟店との間のチョイス Pay 使用取引の決済に利用することができるものとします。
- ① 利用者が、本アプリ（利用者）上に表示される QR コードを加盟店に提示し、加盟店が、本アプリ（加盟店）を使用して当該 QR コードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するチョイス Pay のポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本 QR 決済システム上自動的に減算される方法
  - ② 利用者が、本アプリ（利用者）を使用して加盟店に置かれた QR コードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するチョイス Pay のポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本 QR 決済システム上自動的に減算される方法
- 5 チョイス Pay 使用取引において、チョイス Pay のポイントが不足した場合、利用者は、不足分について発行者へふるさと納税の寄附手続を行い、新たにチョイス Pay を取得の上利用するか、又は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができます。なお、利用者は、マイページ等で、チョイス Pay のポイント使用状況を確認することができるものとします。
- 6 利用者は、事前に QR コード等をキャプチャした画像、その他本アプリ（利用者）及びそれに表示される QR コードの複製物を提示する形でのチョイス Pay の利用はできません。

### 第3条（禁止事項）

- 1 利用者は、発行を受けたチョイス Pay を複製し、改変し、公衆送信し、又は第三者に利用させ、若しくは貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。
- 2 前項に規定するほか、チョイス Pay を不正に利用する行為（他の利用者又は第三者に成りすます行為を含みますがこれに限られません。）その他発行者が不適切と判断する行為を利用者が行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者及び加盟店は、利用者によるチョイス Pay の利用を認めない場合があります。

### 第4条（期限）

チョイス Pay の利用期限は、発行者が別途定める場合を除き、利用者が最後に受領したチョイス Pay の寄附決済完了日より2年間とします。

### 第5条（利用中止）

利用者は、チョイス Pay の利用の中止等を理由として発行者に返金を求めることはできません。ただし、発行者の帰責事由により、チョイス Pay の利用が長期間にわたり困難と

なる場合にはこの限りではありません。

#### 第6条（チョイス Pay 使用取引の取消し等）

1 利用者は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行ったチョイス Pay 使用取引を取消し、又は解除することができないものとし、

2 チョイス Pay 使用取引が取消され又は解除等された場合、当該チョイス Pay 使用取引において利用されたチョイス Pay のポイントは、マイページ等を通じて、加盟店及び発行者から利用者に返還されるものとします。

#### 第7条（本規約の変更）

発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、マイページ等発行者が適切であると判断するインターネット上のウェブサイト等において掲載することにより利用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用者がチョイス Pay を利用した場合には、利用者は、本規約の変更同意したものとみなします。

#### 第8条（権利義務の譲渡等）

利用者は、発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

#### 第9条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第10条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和4年6月20日 制定